

# 【フラット35】✕ マイナンバーカード

令和4年10月開始!



## 【フラット35】でマイナンバーカードを活用した 収入情報取得サービスを開始します!

【フラット35】の審査に必要な収入情報について、マイナンバーカードを活用して取得することができるサービスを令和4年10月から開始します。

### \* 4つのメリット



役所に行かず  
スマホ・PCで取得

利用料無料

24時間  
取得可能※

所要時間は  
約10分

※第3土日、システムの計画停止日を除きます。

### \* 事前にご準備いただくもの

- ① マイナンバーカード
- ② 4桁のパスワード（利用者証明用電子証明書パスワード）
- ③ マイナポータルアプリ



収入情報取得サイトはこちら

### \* ご利用可能な金融機関

- ・本サービスを利用して取得する収入情報については、審査に利用できる取扱金融機関が限定されています。
- ・提出方法（紙に印刷、メールに添付等）は取扱金融機関にご確認ください。



取扱金融機関一覧はこちら

操作・手続は裏面

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

ハロー フラット35

住まいのしあわせを、ともにつくる。  
住宅金融支援機構  
www.flat35.com



0120-0860-35

通話  
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）  
営業時間 9:00 ~ 17:00

国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。Tel 048-615-0420（通話料金がかかります。）

# 操作・手続のご案内

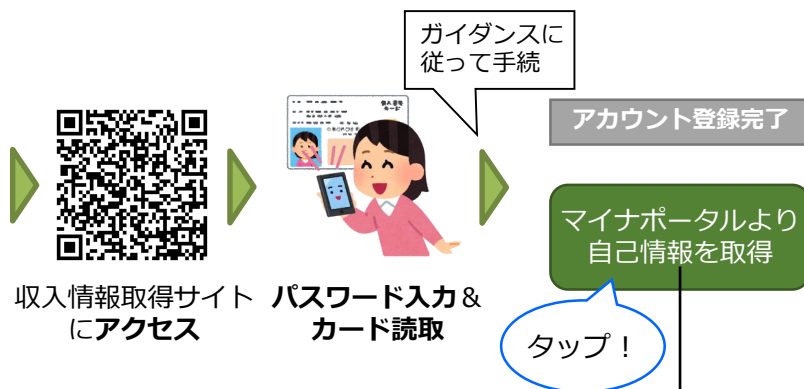
## Step① アカウント登録

### \* 事前にご準備いただくもの

- ① マイナンバーカード
- ② 4桁のパスワード  
(利用者証明用電子証明書パスワード)
- ③ マイナポータルアプリ



スマートフォン・PCでアプリをダウンロードしてください。



## Step② 収入情報取得



## Step③ 金融機関に提出



### 借入申込時に取扱金融機関に提出

※提出方法は取扱金融機関により異なります。  
(例：紙で提出／メールに添付)

### 【フラット35】 取扱金融機関

※本サービスを利用して取得する収入情報については、審査に利用できる取扱金融機関が限定されています。



取扱金融機関一覧はこちら

### (注意事項)

- ・本サービスで取得する収入情報は、【フラット35】の審査において住民税課税証明書の代替書類として取り扱います。フラット35の審査以外の用途では使用できませんのでご注意ください。(弊機構で本サービスの利用履歴を確認することがあります。)
- ・審査の過程で確定申告書の写しなど、収入を証する書類を別途頂戴する可能性がありますので、予めご了承ください。